

○一関工業高等専門学校学生懲戒に関する規則

(令和6年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第39条の規定並びに一関工業高等専門学校学生懲戒委員会規則第10条の規定に基づき、学生の懲戒を行う場合は、この規則に定めるところによる。

(懲戒の方法)

第2条 懲戒は、教育上必要があると認められるとき、校長がこれを行う。

(懲戒)

第3条 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

2 懲戒に該当しない、事故及び問題行為と判断できるもの（以下、「教育的措置による指導」と呼ぶ。）には、次を適用することができる。

ア. 主事注意：教務主事、学生主事又は寮務主事から学生本人に説諭などの教育的配慮を伴った指導を行うもので、必要に応じて保護者同伴とする。

イ. 担任注意：主事注意より軽いもので、担任が学生本人に説諭などの教育的配慮を伴った指導を行うもので、必要に応じて保護者同伴とする。

ウ. その他、校長の承諾により、必要に応じて指導をすることができる。

3 なお、本規則において、懲戒及び教育的措置による指導を纏めたものを「懲戒・指導等」と呼ぶ。

(懲戒・指導等の基準)

第4条 懲戒の内、退学の基準は、学則第39条に定めるとおりとする。また、停学及び訓告、並びに、教育的措置による指導の基準については別に定める。

2 前項の規定に関わらず、寮生による寮内の事故及び問題行動に対する懲戒・指導等の基準については別に定める。

3 懲戒・指導等の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、調査した事実、動機及び反省の度合等を考慮のうえ、懲戒・指導等の基準に定める処分に対し加重軽減することができる。

(懲戒・指導等の審議及び決定)

第5条 校内外での学生が起こした事故及び問題行為については、教務委員会、学生委員会又は寮務委員会で懲戒・指導等の内容を審議する。

なお、寮内の事故及び問題行動のうち、寮務関係の指導措置の範囲にあるものについては寮務委員会がこれを行い、範囲を超えるものについては学生委員会が行う。

2 第4条第1項により、退学、停学、訓告のいずれかに該当する場合は、一関工業高等専門学校学生懲戒委員会（以下、「学生懲戒委員会」という。）の審議を経て、校長がこれを決定する。

3 第4条第1項により、教育的措置による指導と判断した場合は、学生懲戒委員会の審議を経ずに校長の承認のうえ決定することができる。

4 当該学生に対する指導の都合上、懲戒・指導等の審議以前であっても、校長の承認のうえ当該学生を自宅謹慎等、保護者の監督下に置くことができる。

(懲戒・指導等の対象となる行為の調査及び懲戒・指導等案の策定)

- 第6条 各主事は、教育上懲戒・指導等の対象となる学生の行為を知り得た場合は、校長に報告するとともに、管轄する委員会等において直ちに調査を行う。
- 2 調査には、必要に応じて担任及び担任以外の教職員を調査に加えることができる。
 - 3 調査に当たっては、懲戒・指導等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、十分な調査を行う。
 - 4 当該学生への事実確認等の調査を実施するに当たっては、担任や顧問等を同席させるなどしたうえで、当該学生に自己の行為に対する弁明の機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由無く調査に応じない場合や、自己に有利な証拠を提出する等の行為をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。なお、当該学生の弁明は必ず文書化し、当該学生に確認させること。
 - 5 当該行為の概要並びに調査内容については、担任又は担当主事から保護者又は保護者に代わる者（以下「保護者等」という。）へ報告する。
 - 6 各主事は、事実確認等の調査を行った結果について、管轄する委員会等において審議を行い、懲戒・指導等案を作成する。懲戒・指導等案の作成に当たっては、懲戒・指導等の根拠となる事実の存否、懲戒・指導等の相当性に関する判断及び量定に関する判断も含まれる。さらに、懲戒期間中及び懲戒・指導後の指導計画も記載すること。
 - 7 各主事は、管轄する委員会等において懲戒・指導等案を審議した結果、退学、停学、訓告のいずれかの懲戒に該当する場合は、第5条第2項に従って学生懲戒委員会で審議を行う。

（当該学生等の意思の確認）

- 第7条 懲戒・指導等の実施にあたり、担当主事は事前に当該学生及びその保護者等に対して、管轄する委員会又は学生懲戒委員会が作成した懲戒・指導等案について書面を用いてを説明し、不服を申し立てるか否か意思を確認する。
- 2 当該学生及びその保護者等は、懲戒・指導等案に対して不服がある場合は、担当主事に対し、7日以内に任意の様式からなる書面によって不服を申し立てることができる。
 - 3 当該学生及びその保護者等から不服の申し出が確認されなかった場合は、直ちに第9条のとおり懲戒の執行を行う。

（不服が申立てられた場合）

- 第8条 担当主事は、当該学生又は保護者等から懲戒・指導等案に対して不服の申し出があった場合は、遅延なく当該学生に対して意向確認等の調査を行い、その結果を、管轄する委員会又は学生懲戒委員会に報告する。
- 2 当該学生の意向確認等の調査の実施に当たっては、第6条第4項を準用する。
 - 3 担当主事は、意向確認等の調査の結果に基づいて再度懲戒・指導等案を作成し、管轄する委員会又は学生懲戒委員会に提出して同委員会の審議に委ねる。
 - 4 各主事が管轄する委員会又は学生懲戒委員会は、再度提出された懲戒・指導等案を審議し、その懲戒・指導等案が相当であるとした場合には、再度当該学生に説明するよう担当主事に指示する。
 - 5 担当主事は、各主事が管轄する委員会又は学生懲戒委員会における審議の結果を当該学生や保護者等に説明し、納得させる。

（懲戒・指導等の実施手順）

- 第9条 退学、停学、訓告の各懲戒の処分申渡しは、担当主事、担任及び保護者等立会いの下、校長が行う。
- 2 懲戒に当たっては、当該学生及び保護者等に対し口頭にて申渡しの後、懲戒内容及び懲戒の対象となった行為について文書に明記し、当該学生及び保護者等に手渡すととも

に、懲戒期間中の指導計画について説明を行う。

- 3 停学の場合、停学期間の目途は、申渡しの際に通知する。
- 4 教育的措置による指導は、校長の命を受け各主事、担任等がこれを行う。

(停学期間)

第10条 懲戒による停学期間には、原則として次の日数を含むことができる。また、停学の期間は校長が決定する。

- ア. 申し渡しの日及び解除の日
- イ. 長期休業期間及び土曜日、日曜日、祝日等の休業日
- ウ. 停学を伴う自宅謹慎期間

- 2 停学期間中は担任、担当主事が主となって指導観察を行う。
- 3 停学期間は、学則第2条、第3条及び第44条に規定する修業年限及び在学年限に算入する。
- 4 停学期間中の学生は、授業、試験（中間試験、期末試験、追試験、再試験、再評価試験）、学校行事及び課外活動に参加することができない。
- 5 校長は、停学期間中に学生を指導することが適当であると認めた場合、出校させて指導することができる。
- 6 停学の処分を受けた学生について、懲戒の対象となった行為に対する反省の程度や学習意欲等を総合的に判断して、停学期間を延長あるいは短縮することが適当であると認められる場合は、校長が停学期間の延長又は短縮の適否を決定することができる。

(停学の解除)

第11条 停学の解除は、担任立ち会いの下に担当主事が行う。

- 2 停学の解除日が休日等に当たる場合は翌日以降に行う。

(休学中の学生の取扱い)

第12条 既に休学中の学生に停学を命じる場合は、当該学生の休学期間終了後に命じるものとする。

(教職員の守秘義務)

第13条 学生の懲戒に関する事項に関わった教員及び職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（令和6年3月14日規則第19号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。